第55回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

1 日 時 平成28年5月16日(月) 14時00分から15時10分まで

2 場 所 兵庫県民会館 12階 1202号室

3 出席者 部会長 荏原 明則

委員 森津 秀夫

委員 片山 朋子

委員 住友 聰一

委員 岡 絵理子

委員 小村崎栄一

委員 室﨑 千重

4 審議案件

- (1)条例第4条第2項の規定に基づく知事の意見の有無等(案)について
 - ①(仮称)ドラッグコスモス氷上店(新築)
 - ② (仮称) ドラッグコスモス鵤店 (新築)
- 5 審議の概要 別紙のとおり

議案1:(仮称) ドラッグコスモス氷上店

審議の概要

事務局から届出施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委員:議案書「3条例第4条1項の規定による関係行政機関からの意見」の道路保全課の意見に対する事業者の対応に、左折入出庫の誘導を徹底できない理由として、市辺集落内への進入の可能性について挙げられているが、どういう進入経路に対する可能性なのか。

事務局 : 付図1の青垣柏原線の東側が市辺集落である。左折入出庫を徹底すると、 全て計画地北側から入庫し、計画地南側へ出庫するという経路となる。南 側からの来店に対して、北側から左折入庫を誘導するためには、本郷口や 稲継の交差点を経由し、市辺集落内を通過する可能性が高くなるという趣 旨である。

委員: 青垣柏原線の西側へ迂回させる経路は取れないのか。氷上 IC の西側の道路を使用すれば、迂回は可能だと思われる。

事務局 : ご指摘のとおり、その迂回も可能だと思われる。ただ、本郷口、稲継の交 差点が比較的混雑する交差点であり、迂回経路とすることを避けている。

委 員 : 混雑する交差点であっても、西側に迂回させる経路を検討させるべきである。

事務局:現在の経路における稲継の交差点検討は行っているが、ご指摘のように、 迂回を行った場合の検討は行っていない。しかし、丹波市と事業者との事 前協議において、本郷口、稲継の交差点を経由するような迂回経路を避け るべき旨の意見が市よりあったため、その意見を反映させ、現在の経路で の検討とした。

委員:原則として左折入出庫を徹底すべきであるので、経路としての設定可能性 に係る検討はさせるべきである。

事務局 :議案書「3 条例第4条1項の規定による関係行政機関からの意見」の道路保全課の意見に対する事業者の対応にもあるように、計画地の前面道路は片側5m以上の幅員が確保されており、右折待ちのために停車しても、滞留せず、後続車両が通過できる構造となっている。

委員:それについても、議案書には路側帯を含め、約5.2メートルの幅員があると記載があるが、付図3の図面からは、文中にある幅員がどこを指すのか読み取れない。出入口の西側のラインが歩道のように見えるが、歩道を含めた幅員ではないのか。

事務局:歩道は除き、路側帯のみを含めた部分で約5.2メートルだと事業者から聞いている。ただ、付図7の写真からは、歩道の有無が確認できないため、事業者に確認する。

委員:議案書に記載のある、事業者が左折入出庫の運用を行わない理由については、検討の余地がある。原則は左折入出庫とすべきである。

事務局 : 左折入出庫の経路設定ができる形状ではあるが、地元警察との協議で、右 折の入出庫についても了解を得ている。事業者からは、来店者の利便を考 慮し、現在の経路で運用をしたいとの意見を聞いている。

委員:付図3等の図面に、出入口の幅員の記載がない。

事務局 : 具体的な幅員について、事業者に確認する。

委員:正確な幅員、路側帯や歩道などの構造については、道路を管理している部局に確認すること。また、道路保全課からの意見については、道路管理者としての意見であり、現在の経路設定では道路管理上問題があるという意

見だと判断できる。それに対して、対応策を検討すべきである。代替案を 立てるに際しても、道路に関する基本情報を明確にする必要がある。

委員:付図3には看板を設ける記載があるが、各出入口の右左折の運用について、 出入口①には右折入庫の禁止、出入口②には右折出庫の禁止の案内がそれ ぞれ必要である。

事務局 :事業者に伝える。

委員:現在の入出庫計画運用では、前面道路への影響は小さいが、場内において、 出入口の付近で入庫と出庫の車が滞留する可能性がある。それに対する安 全対策が十分できているように思えない。

事務局 : 事業者に伝え、対応策を考えてもらう。

委員: 駐輪場と場内歩道、店舗出入口の位置関係から、現在の計画では、自転車が店舗出入口の前を横切って駐輪場へ向かうことになる。安全性に問題があると思われるので、店舗出入口の前を通らないようなレイアウトを検討すべきである。

事務局 :事業者に伝える。

委 員 : 自転車で場内歩道を通行する際の注意喚起看板なども考えられるが、危険がない配置場所とする方が安全上は良いと考えられる。自転車が店舗出入口の前を通らないようなレイアウトを検討してもらいたい。

事務局 :事業者に伝える。

委員:道路保全課からの意見に対する事業者対応が本当に十分なのか、左折入出 庫を行えるような、青垣柏原線の西側をとおる迂回経路の設定ができない か、ぜひ検討してもらいたい。

委員:駐車場の収容台数について、議案書「1 基本計画内容」には70台、全体 台数85台とあり、付図3には従業員用台数25台、全体収容台数が110台 とあるが、どのような内訳となっているのか。

事務局:全体としては来客用に85台を設けており、その内の70台を届出台数としている。また、それとは別に従業員用として25台を別途設けており、駐車場としては全体で110台を収容できる、という趣旨である。

委員:計画地の前面道路については、滞留せずに右折ができる幅員を確保できていると思えない。

委員:代替案については、検討をしてもらい、また、道路の幅員等の構造については事実確認を行うこと。

委員:(各委員に諮った上で)原案どおり知事意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果:条例第4条第2項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来店客の安全確保に 努めること。
- 2 繁忙時は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。
- 3 駐車場出入口における、左折入出庫の運用について十分に検討を行うこと。
- 4 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮した ものとするとともに、グラスパーキングの導入等による敷地内の積極的な緑化や、 緑地の適切な維持管理に努めること。また、緑地の計画については、位置や樹種に 配慮した効果的な修景緑化に努めること。
- ※ 下線部は追記・修正事項

審議の概要

事務局から届出施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委員:現状よりも、国道179号の拡幅後の方が問題となってくると思うが、拡幅後の資料はないのか。

事務局:まだ計画段階であるため、道路形状が確定していない状態であり、資料として配布できるようなものはない。しかし、現在の計画の出入口と、 拡幅をした後の道路との位置関係については概ね把握している。

委員:付図3の道路No.2(町道北ノ町松ヶ下線)については、道路改良は行わないのか。

事務局: 道路 No. 2 については、拡幅は行わないと聞いている。付図3の道路 No. 1 の国道179号の拡幅に伴い、国道179号との交差点が現況よりも東側になるが、それ以外には道路 No. 2 に影響はない。

委 員 : 道路 No. 1 と道路 No. 2 との交差点の停止線位置についてはどうか。出入口②の位置に接近するような位置への変更となってしまうのではないか。

事務局: 停止線の位置について、まだ決まっていないが、現在の交差点から出入口②まで、約15メートルの距離があるため、委員ご指摘の変更があったとしても、接近しすぎることはないと考えている。もし接近する場合は、現在の出入口②の位置をさらに東側にずらずことも可能である。

委員:計画地東側の町道北ノ町坊主山線と計画地との間の土地はどういうものか。

事務局:所有者が違うため、計画地には含まれていない。町道北ノ町坊主山線については、この土地を用いた町道拡幅等の予定はないことを太子町に確認済みである。

委員:出入口②を東側にずらせば、道路 No.2 と町道北ノ町坊主山線との交差 点までの距離に余裕がなくなる。2つの交差点に近接する出入口で、右 折の入出庫の運用はできなくなるのではないか。

事務局: 道路 No. 2 は、交通量が多くない道路なので、右折の入出庫については問題ないと考えている。

委員: この道路改良に合わせて車の流れが変わるという可能性はないのか。また、安全上、このような交差点に近い出入口から右折入出庫で運用するのは問題があると考える。出入口②について、左折の入出庫のみの運用となった場合、交通検討が満足できるのか検討すべきである。

事務局: 道路改良の計画は平成30年以降になるため、当面は現在の計画での運用となる。しかし、今後道路改良によって問題が生じた際には、出入口の位置変更をするなどの対応を事業者に求める。

委員:近接している交差点での赤信号時の待機時間短縮のために、ショートカットして場内を走行する一般車両が出てくる可能性があるので、その対策についても検討すべきである。

事務局 : 現在出入口①から入庫した場合は左側への一方通行のみの運用となっているので、交差点での赤信号時の待機時間短縮のために場内を走行する車はほとんどないと考えるが、ご指摘の内容については事業者に伝える。

委員: 道路 No.1 に面した拡幅予定地について、改良工事が始まるまではどのような利用をされるのか。

事務局: ご指摘の土地については、年内に道路用地として売却される予定のため、 事業者が自由に利用することはできなくなると聞いている。

委員:付図3の青線の敷地境界部ではなく、一点鎖線部においてフェンス等で 行き来ができない形状とするということか。

事務局: どのような構造で区切るかは決まっていないが、自由に入れない土地と なる。

委員:同じドラッグコスモスであるのに、付図6の立面デザインが、議案1の 氷上店のものと比較して大きく違っている。これは立地する市町の違い によるものか。

事務局:議案1の氷上店と本議案の鵤店の立面について、外壁アイボリー部分に ついては同じマンセル値の色が使用されている。鵤店の立面とはアクセントカラーや屋外広告物の部分で違いはある。

委員: 鵤店についても、氷上店と同様にシンプルな形として頂きたい。

事務局 : 事業者に伝える。

委員:今後、道路改良工事により、何らかの問題が生じた場合、出入口に対する何らかの対策が必要になると考えられる。

事務局:指摘のとおりであり、問題が生じるようであれば、その対策を事業者に 求める。その結果、出入口の位置や数の変更があった場合は法律の変更 届の対象となる。

委員:ご指摘のあった出入口②の位置の問題について、道路改良工事前の現在 の計画では問題ないと考えられるが、道路改良後に問題が発生した場合 は確実に対応するよう、事業者に伝えること。

委員:計画地が住宅に極めて近接しているので、もし住民説明会で意見が出た場合、可能な限り対応してもらいたい。

事務局 : 事業者に伝える。

委員:(各委員に諮った上で)原案どおり知事意見は有しないものとし、留意 事項を付記するものとする。

【審議結果:条例第4条第2項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来店客の安全確保 に努めること。
- 3 繁忙時は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。
- 4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客者に安全運転を周知し、 歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 5 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮したものとするとともに、グラスパーキングの導入等による敷地内の積極的な緑化や、緑地の適切な維持管理に努めること。また、緑地の計画については、位置や 樹種に配慮した効果的な修景緑化に努めること。